

三浦市景観条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 景観計画（第 6 条・第 7 条）
- 第 3 章 行為の規制等（第 8 条—第 18 条）
- 第 4 章 みうら景観資産等（第 19 条—第 23 条）
- 第 5 章 協働による景観まちづくり（第 24 条—第 26 条）
- 第 6 章 三浦市景観審議会（第 27 条）
- 第 7 章 雑則（第 28 条—第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、三浦市の良好な景観の形成に関し必要な事項及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、景観形成を担う全ての者が協働して三浦市の景観を保全し、及び創造して後世に継承することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 市民、事業者及び市が協働して景観を保全し、創造し、又は活用した魅力あるまちづくりをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内で事業を営む者、市内に在勤若しくは在学する者又は市内に土地、建築物若しくは工作物を所有する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (5) 工作物 土地に定着し、建築物に附属し、又は土地若しくは

建築物に継続的に設置されるもののうち建築物以外のものをいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成に関する施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

- 3 市は、公共施設の整備等を行うに当たっては、良好な景観の形成に先導的な役割を果たさなければならない。

- 4 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の担い手であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が景観の形成に大きな影響を与えることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第6条 市長は、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を定めるに当たり、同条第2項各号に掲げる事項のほか、良好な景観の形成を図るために必要な事項を定める

ことができる。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、第27条第1項の三浦市景観審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（景観計画への適合）

第7条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

2 第10条に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するようしなければならない。

第3章 行為の規制等

（届出が必要な行為）

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、木竹の伐採その他の規則で定める行為とする。

（届出及び勧告等の適用除外）

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次のいずれにも該当しない行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で規則で定めるものの

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で規則で定めるものの

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で規則で定めるもの

（特定届出対象行為）

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、前条第1号及び第2号に規定する行為とする。

（事前協議）

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出（以下「

行為の届出」という。)をしようとする者は、当該行為の届出をする前に、市長と協議をしなければならない。ただし、同項の規定による届出の内容が、規則で定める変更該当するものであるときは、この限りでない。

2 前項の協議に当たり、行為の届出をしようとする者は、規則で定める協議書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する協議において、良好な景観の形成に必要があると認めるときは、景観計画に基づき必要な指導又は助言をすることができる。

4 市長は、第1項に規定する協議において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(事前協議の報告)

第12条 行為の届出をしようとする者は、前条第1項に規定する協議が終了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(協議終了の確認等)

第13条 市長は、前条に規定する報告を受け協議が終了したと認めるときは、当該協議をした者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

2 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、前項の通知を受けた後、当該届出をするまでの間に、当該届出に係る行為の内容を変更しようとするときは、改めて市長と協議をしなければならない。ただし、当該変更の内容が規則で定める変更該当するものであるときは、この限りでない。

(届出に必要な図書)

第14条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図その他の図書で規則で定めるものとする。

(適合の確認等)

第15条 市長は、行為の届出が景観計画に適合していると認める

ときは、当該行為の届出をした者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から当該行為の届出に係る行為に着手することができる。

(行為完了の報告)

第16条 行為の届出をした者は、当該行為の届出に係る行為が完了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(中止届)

第17条 第11条第2項の協議書を提出した者は、当該協議に係る行為を中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第18条 第11条第2項の協議書を提出した者に相続又は事業の譲渡等があったときは、当該相続人その他の一般承継人は、当該協議に係る地位を承継することができる。この場合において、当該地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による地位の承継があったときは、この条例の規定により被承継人がした手続その他の行為は、承継人がしたものとみなし、被承継人に対してされた処分、手続その他の行為は、承継人に対してされたものとみなす。

第4章 みうら景観資産等

(みうら景観資産の認定等)

第19条 市長は、市民等に親しまれ、景観まちづくりの拠点となる良好な景観を、みうら景観資産として認定することができる。

2 市長は、前項の規定によりみうら景観資産を認定しようとする場合において、その所有者又は管理者があるときは、あらかじめ当該所有者又は管理者から意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定によりみうら景観資産を認定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

4 前2項の規定は、みうら景観資産の認定の解除について準用する。

(みうら景観資産の認定の提案)

第20条 市民等は、市長に対し、前条第1項に規定する景観をみうら景観資産として認定するよう提案することができる。

(みうら景観資産の認定の公表)

第21条 市長は、みうら景観資産を認定したときは、その旨を公表するものとする。みうら景観資産の認定を解除したときも同様とする。

(みうら景観資産の保全及び活用)

第22条 市民、事業者及び市は、みうら景観資産が市民共通の財産であることを認識し、その保全及び活用に努めなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等)

第23条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第5章 協働による景観まちづくり

(景観形成重点地区の指定)

第24条 市長は、景観計画の区域のうち積極的に景観形成を図る必要があると認められる地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地区を指定するときは、当該重点地区における次の事項を定めるものとする。

(1) 名称

- (2) 範囲及び面積
- (3) 景観の形成に関する方針
- (4) 景観を誘導するための指針
- (5) 景観の形成に関する基準
- (6) 届出が必要な行為
- (7) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめその旨を告示し、当該重点地区の案を当該告示の翌日から起算して14日間、公衆の縦覧に供しなければならない。

5 一定の区域内において住所を有する者、事業を営む者及び土地又は建築物を所有する者（以下「区域住民等」という。）は、市長が当該区域を重点地区として指定しようとするときは、前項の規定に基づき縦覧に供された案について、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、重点地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、重点地区の指定の解除又は第2項で定めた事項の変更について準用する。

（重点地区の指定の提案）

第25条 区域住民等（当該区域の面積が3,000平方メートル以上のものに限る。次項において同じ。）は、市長に対し、当該区域を重点地区として指定するよう提案することができる。

2 区域住民等は、前項の提案をするときは、当該区域住民等のうち5人以上の同意を得て趣意書を提出しなければならない。

（表彰）

第26条 市長は、良好な景観の形成に貢献したと認められる個人又は団体を表彰することができる。

第 27 条 市長の附属機関として、三浦市景観審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例で規定するもののほか、良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、良好な景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。

5 委員は、市民、学識経験を有する者、公共的団体の代表者その他市長が特に必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 雑則

(勧告)

第 28 条 市長は、第 11 条第 1 項に規定する協議をしない者に対し、当該協議を行うよう勧告することができる。

(公表)

第 29 条 市長は、次のいずれかに該当する者の氏名又は名称、住所又は所在地、事実の概要その他市長が必要と認める事項について、公表することができる。

(1) 前条の勧告に従わない者

(2) 行為の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 法第 16 条第 3 項の規定による勧告に従わない者

(4) 法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令に従わない者

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により公表しようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に現に策定されている景観計画については、第6条の規定により策定された景観計画とみなす。

3 次のいずれかに該当する行為については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 三浦市まちづくり条例(平成20年三浦市条例第20号)に規定する特定開発事業で、施行日前において同条例第19条第2項の規定に基づく手続がされているもの

(2) 第9条第2号に規定する工作物の新設等で、施行日前において三浦市まちづくり条例第38条第1項の規定に基づく手続がされているもの

(3) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、施行日前に現に着手されているもの

(4) 木竹の伐採で、施行日前に現に着手されているもの